

会報

建

2011
7

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association Construction Industry NEWS

No.441

東日本大震災により被災された皆様に哀心よりお見舞いを申し上げます。
皆様の安全と被災地の日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。



降灰除去作業(1)



降灰除去作業(2)



降灰除去散水作業(1)



降灰除去散水作業(2)



降灰除去散水作業(3)



降灰除去作業(3)

実施支部：串間市建設業協会

防疫等作業	主な重機使用・人員(延べ数)	口蹄疫
消毒作業	作業車ほか	(台) 115
	発電機	(台) 586
	動噴	(台) 233
	ハルーンライト(照明器具)	(台) 595
	マット	(枚) 12
	ポリタンク	(個) 3,109
	消毒ポイント作業員	(名) 578

写真：串間市建設業協会 提供

降灰作業	主な重機使用・人員(延べ数)	新燃岳
降灰作業	道路清掃車10トン(鹿児島)	(台) 6
	散水車(鹿児島)	(台) 6
	ダンプトラック4トン	(台) 4
	ダンプトラック2トン	(台) 4
	タイヤショベルカー	(台) 1
	合計(台)	21
	オペレーター	(名) 21
	合計(名)	21

22年度 宮崎県建設業協会

口蹄疫・鳥インフルエンザ防疫対策、新燃岳降灰清掃等作業

昨年より、未曾有の被害をもたらした災害について、本県の復興・再建に向けても忘れてはならないことである。その意味においても、建設業の防疫対策・降灰除去作業を振り返ることとしたい。



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP : <http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail : info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

◇平成23年7月行事予定表	1
◇平成23年8月行事予定表	2
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（6月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 「みやざき県民復興協力隊」として本会会員から22名派遣！	3
2. 平成23年度優秀施工者宮崎県知事表彰 県知事より表彰される	4
3. 第3回常務理事会を開催	5
4. 九州地方整備局との意見交換会を開催	6
5. 県土整備部との意見交換会を開催	6
6. 県設置の「公の施設」における指定管理者募集のお知らせ	7
7. 平成23年度建設工事施工統計調査への協力について	8
8. 平成23年度賃金構造基本統計調査に対する協力について	9
9. 下請債権保全支援事業の拡充・延長について	10
10. 地域建設業経営強化融資制度の拡充・延長について	10
◇技 士 会	
1. 平成23年度「通常総会」を開催	11
2. 第15回土木施工管理技術論文・技術報告で優秀賞受賞	13
3. 「監理技術者講習会」の今後の日程についてお知らせ	13
4. 平成23年度土木施工管理技術検定試験 1級実地試験 受験準備講習会の開催ご案内	13
◇建 退 共	
1. 建退共制度のご案内	14
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（5月分）	15
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（5月分）	15
◇建 災 防	
1. 労働安全衛生法違反で書類送検について	16
2. 重大・死亡災害の情報について	16
3. 熱中症の予防について	17
◇火薬協会	
1. 平成22年火薬類関係事故について	18
2. 火薬類関連事業者に係る重要施設における保安管理の確認について	19
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（5月分）	20
2. 西日本建設業保証から中間前金払制度のご案内	21
◇図書のご案内	22
◇(財)建設業福祉共済団からのお知らせ	23

平成23年7月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	金		労働局安全衛生表彰式（宮崎） 小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（2日まで清武）	
2	土			
3	⑩			
4	月			
5	火		振動工具取扱作業従事者安全衛生 教育（延岡）	
6	水	宮崎県建設業協会公共工事の諸課題 に関する説明会（宮崎）	建退共支部事務局長会議（東京）	
7	木	建設資材対策九州地方連絡会（福岡） 宮崎県建設業協会現場見学会（都城 工業高校） 建設業福祉共済団担当者会議（東京）	建設業等における熱中症予防指導 員研修（清武）	
8	金	宮崎県建設業協会常務理事会並びに 県との意見交換会 建設業福祉共済団研修会（東京）	建設業等における熱中症予防指導 員研修（清武）	
9	土			
10	⑩			
11	月			
12	火	宮崎県建設業協会経営基盤強化支援 事業補助金審査委員会	木造建築物の組立て等作業主任者 技能講習（13日まで清武）	
13	水			
14	木		車両系建設機械（整地・掘削）運 転技能講習（15日まで清武）	火薬保安責任者養成講習（15日 まで宮崎）
15	金	九州技士会会長会（福岡）	全国建設業厚生年金基金協議会理 事長会議・常務理事会議（京都）	
16	土			
17	⑩			
18	月			
19	火		基金納入告知書発送	
20	水	2級土木受験準備講習会（22日まで）	現場管理者統括管理講習（清武）	
21	木			
22	金		基金宮崎部会役職員・事務職員合 同研修会 ダイオキシン類特別教育（清武）	
23	土			
24	⑩			
25	月			
26	火		建築物の鉄骨組立て等作業主任者 技能講習（27日まで清武）	
27	水	2級土木受験準備講習会（29日まで）		
28	木	全国建設業協会社会貢献活動表彰式 （東京）	基金企業年金連合会中堅職員セミ ナー（東京）	火薬保安講習（日向）
29	金	全国建設業協会正・副会長会議、理 事会（東京）	不整地運搬車運転技能講習（31日 まで延岡）	
30	土			
31	⑩			

平成23年 8 月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	月			
2	火	宮崎県建設業協会4級経理事務士特別研修（3日まで宮崎）	土止め先行工法講習（清武）	
3	水		地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（5日まで延岡）	
4	木		基金、九州地区総合更生年金基金協議会役員会・研修会（5日まで福岡）	火薬保安講習（日南）
5	金			
6	土			
7	⑩			
8	月			
9	火	九州建設業協会土木・建築・労務対策委員会（宮崎）	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習（10日まで清武）	
10	水			
11	木			
12	金		足場作業主任者能力向上教育（清武）	
13	土			
14	⑩			
15	月			
16	火		基金納入告知書発送	
17	水	監理技術者講習会（宮崎）		
18	木			
19	金		災防団体連絡協議会（宮崎）高所作業車運転技能講習（21日まで清武）	
20	土			
21	⑩			
22	月			
23	火		丸のこ取扱い作業従事者教育（延岡）	
24	水			
25	木		低圧電気取扱い業務特別教育（清武）	
26	金			
27	土			
28	⑩			火薬類取扱保安責任者等試験（宮崎）
29	月			
30	火			
31	水			

県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内(6月分)

【ホームページ】

項	目	所 管	形 式
1	九州地方整備局との意見交換会資料	宮崎県建設業協会	PDF

県協会 会 員 の 動 き (6月1日～31日)

【新規加入会員】

地 区 名	会 社 名	代 表 者 名
日 南	川 西 建 設 (有)	川 西 武 昭

【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
東 諸	(株) 長 嶺 建 設	代 表 者	長 嶺 一 郎	長 嶺 長 道
東 諸	(株) 盛 産 業	所 在 地	宮崎市高岡町高浜 1738 番地 3	宮崎市高岡町高浜 1782 番地 4
日 向	(株) 橋 口 組	代 表 者	奈 須 博	橋 口 究
宮 崎	(株) サ ト ウ	代 表 者	佐 藤 正 純	佐 藤 正 智

【退 会】

地 区 名	会 社 名	代 表 者 名
高 鍋	(株) 花 車 建 設	花 車 一 雄

宮崎県建設業協会

1. 「みやざき県民復興協力隊」として本会会員から22名派遣！

東日本大震災の被災者を支援するために結成された「みやざき県民復興協力隊」として、本会会員から22名の方を福島県いわき市へ派遣し、災害ボランティア活動を行いました。

この協力隊は、みやざき感謝プロジェクトの一環として宮崎県や宮崎県経済団体協議会等の主催により結成されたもので、総勢約100名を6月6日から6日間ごと5班に分けて派遣するものである。

協力隊は、第1班から第3班は経済団体から約60名、第4、5班を一般県民から約40名派遣し、本会会員は、第1班として8名、第2班として6名、第3班として8名、計22名派遣した。

6日には、県庁で出発式が行われ、河野県知事より「東日本大震災が我が国に与えた被害は想像を絶する甚大なものであり、日本が一つになり、国民を挙げて被災者及び被災地域を支援していくことが求められております。昨年の口蹄疫以来、相次ぐ災害に対し全国から暖かいご支援をいただいた本県として、県民総力を挙げて支援し、感謝の思いを届けていただきたい。」と激励し、隊員は現地へ向かった。

活動内容としては、半壊した家屋内の泥出し、清掃、片づけや、消失・半壊した家屋部分や家屋周りのがれきの撤去、津波による堆積土砂の選別・撤去である。



出発式①（第1班：全体）



出発式②（第1班：協会）



活動写真①



活動写真②



活動写真③



被害状況

みやざき県民復興協力隊 隊員名簿

社団法人宮崎県建設業協会

派遣	地区名	会社名	氏名
第1班 6月6日 ～ 6月11日	宮崎	ダイニチ開発	川越昌一郎
	宮崎	大塚組	中武 信一
	日南	福岡建設	田中 迅
	日南	福岡建設	小田口誠治
	高鍋	津房産業	坂本 彰作
	高鍋	津房産業	那須 隆
	延岡	山崎産業	柳田喜一郎
	延岡	山崎産業	杉山 優光
計	8名		

派遣	地区名	会社名	氏名
第2班 6月13日 ～ 6月18日	都城	大淀開発	野邊 大樹
	都城	大淀開発	花房 利彦
	高鍋	天井丸建設	宮城 護
	高鍋	九州建設工業	泉 好洋
	延岡	木村産業	水戸 広大
	延岡	木村産業	岩切 義晴
計	6名		

派遣	地区名	会社名	氏名
第3班 6月20日 ～ 6月25日	都城	大淀開発	中原 晃太
	都城	大淀開発	山下 誠也
	小林	淵上組	嶋田 稔久
	小林	坂下組	橋口 功史
	高鍋	大岩建設	木村 尚人
	高鍋	河北	黒木 正男
	日向	黒高組	黒田 竜英
	日向	甲勝建設	佐藤 武
計	8名		

2. 平成23年度優秀施工者宮崎県知事表彰 県知事より表彰される

去る6月3日（金）、「県庁知事室」において技術・技能が優秀な者を表彰する『平成23年度優秀施工者県知事表彰』が行われ、宮崎県建設業協会会員5名（本会推薦）に対して、河野俊嗣知事より表彰状並びに記念品が贈呈された。

表彰式では、知事より、「受賞者の皆さんは建設事業の第一線で活躍され、その技術、技能は高く評価されるものであります。皆さんの持つ技能・技術の継承が課題であります。次世代の若者に技能・技術を継承するリーダーとして活躍されることを期待します。」と祝辞を述べた。



優秀施工者宮崎県知事表彰受賞者
（左から矢野氏、福森氏、谷氏
河野県知事、北股氏、大山氏）

「優秀施工者宮崎県知事表彰」は、建設現場に直接従事する者のうち、技術、技能、人格等に優れた人を対象に、その社会的評価、地位の向上を図るとともに、建設業のイメージアップ、若年者の入職促進等建設業の構造改善に寄与することを目的として、平成5年から表彰を実施しているものである。

受賞者（敬称略）は下記のとおりである。

氏名	年齢	会社名
北股 学	54歳	(株)岡崎組
福森 隆	55歳	大淀開発(株)
大山 芳史	40歳	(株)増田工務店

氏名	年齢	会社名
矢野 和則	59歳	九州建設工業(株)
谷 治博	43歳	川南工業(株)

3. 第3回常務理事会を開催

平成23年6月8日（水）午後1時30分、県建設会館2階「委員会室」において開会され、永野会長より「6月6日九州地方整備局で開催の国土交通本省大臣官房深澤技術審議官が見えて九州建設業協会長の立場で出席した。建設業の存在意義及び今後の建設業のあり方について意見交換が行われ、口蹄疫等で活躍した業界の仲間の働きについて報告を行った。また、福島県いわき市へのみやぎき県民復興協力隊として、本会から22名、3班体制で派遣することを決定し、今、現在、第1陣が出発しており、ご協力に感謝している。」と挨拶された。

引き続き、永野会長が議長となって議事進行を行った。

議題1「新規会員加入について」は、日南地区から新規の加入申込があった（有）川畑建設工業 代表取締役 川畑愁次氏（日南市大字楠原2112番地5）及び川西建設（有）代表取締役 川西武昭氏（日南市大字板敷2200番地）について審議され、満場一致で承認された。

議題2「団体設立に関する協議事項について」は、県内経済10団体により団体を設立し、「子供たちが将来に夢と希望を持って成長し、若者が定着できる宮崎県」、「みんなが安心して暮らせる宮崎県」を目的とするものである旨事務局より説明を行い、協議の結果、政治団体として参加加入することで承認され、立上げ式は、6月27日午後4時からJ A・A Z M会議室で開催予定である。

議題3「地区限り会員の県協会への加入促進について」は、宮崎、日南、小林、東諸地区協会を除く地区限りの会員182社について県協会員への加入促進状況について、各地区から報告を出し合った。特に高千穂地区からは、6月を県協会への加入促進月間として推進しており、既に数社加入希望がある旨報告された。

県協会員としての加点对象を要望しているが、加点对象とならないと加入促進が出来ない意見もあるが、本年度、重点項目にも掲げている県協会への加入促進について、今後も引き続き推進していくことを再確認した。

議題4「県の素案に対する意見集約について」は、県土整備部から配布された資料を基に意見の集約を図った。

土木一式では、ランクごとの格付け素案については、ほぼ素案のとおり了承し、地域要件についても概ね了承するが、西臼杵、延岡地区と日向地区及び都城と小林地区の運用方法に再考が必要であることで集約を図った。

最後に、「その他」として宮崎県の6月肉付け予算の概要について、資料に基づき説明を行ない、当初予算【骨格予算】の投資的経費848億円に、6月補正339億円追加し、補正後の予算は1,187億円となり、対前年度当初比0.3%減。口蹄疫からの経済復興及び活動火山対策の公共事業に28億円追加、口蹄疫復興対策では治山・林道及び土地改良事業並びに道路・河川・港湾事業に25億円、火山対策では道路・河川・砂防事業に3億円計上されてる旨報告し、終了した。



4. 九州地方整備局との意見交換会を開催

平成23年6月1日(水)午後2時00分から午後4時00分まで県建設会館5階会議室で、九州地方整備局清水企画部長、中島建政部長、宮崎・延岡両河川所長ほか13名出席のもと、意見交換を行った。

議題については、下記のとおりである。

議題1 工事書類の簡素化について

議題2 地域の建設業について

議題3 建設業法令遵守について

工事書類の簡素化について、当協会から業者へ調査し、約15項目にわたる提案要望を行った。今回、簡素化のマニュアル的なものの提示があったが、要望から察するに、業者目線からみると、簡素化するところはまだまだあり、今後も意見交換会を重ね要望を図っていく。

なお、本会議の資料を本会HP会員専用に資料等掲載している。



永野会長挨拶



清水企画部長挨拶



意見交換会

5. 県土整備部との意見交換会を開催

平成23年6月8日(水)午後3時00分から午後4時30分まで県建設会館5階会議室で、県土整備部との意見交換を行った。

なお、県の出席者は、下記のとおりである。

県土整備部 管 理 課：江藤課長、奥課長補佐、河野入札制度改革担当主幹、
串間建設業担当主幹、宮田入札制度改革担当主査

技術企画課：満留課長、馴松課長補佐、森技術調整担当主幹、
奥松技術基準担当主幹、梅下総合評価担当主幹

県建設業協会 10名【堀之内都城地区会長欠席】

最初に、満留課長より平成22年度総合評価落札方式による試行実績について説明があった。県土整備部全業種で769件（総合評価以外811件）の総合評価を実施。平均落札は90.5%（総合評価以外90.3%）。発注事務所管内企業の落札割合は73.0%（総合評価以外37.2%となっており、土木一式工事で、477件（総合評価以外92件）の総合評価を実施。平均落札は90.5%（総合評価以外90.3%）。発注事務所管内企業の落札割合は91.4%（総合評価以外78.3%）の結果となっている。

次に、平成24・25年度格付素案について、協会側から意見が出され、地域要件について、ある程度、出先機関の所長に権限を持たせ、企業の受注が減少している現状で、発注に際しては、管内企業の受注状況を見て柔軟な対応が必要ではないかと要望したが、県からは、一定の統一した取扱いが必要ではないかと回答があった。



永野会長挨拶



江藤管理課長挨拶



意見交換会

6. 県設置の「公の施設」における指定管理者募集のお知らせ

宮崎県では、県が設置した「公の施設」について、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的に、平成24年度からの管理業務をお願いする指定管理者を下記のとおり募集します。法人その他の団体（個人は除く）であれば、単独又はグループいずれでも応募ができますので、積極的なご応募をお待ちしております。

具体的な募集情報は、各施設所管課にお問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 指定管理者制度について 県行政経営課 組織・行革担当 (0985)32-4473

(※各施設の募集情報の詳細は、以下施設所管課までお問い合わせください。)

【県ホームページ】 http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/somu/gyosei/shitei_kanri/

【募集期間】 7月上旬～9月上旬 (※ホームページの募集情報(詳細)は募集開始と同時に更新される予定です。)

【説明会】 募集の詳細について説明会を開催します。(※参加申込みが必要です。)

(※開催時期(7月下旬～8月上旬)、会場(現地施設、県庁等)は施設によって異なります。)

番号	募集予定施設名	所在地	施設所管課	電話番号
1	宮崎県男女共同参画センター	宮崎市	生活・協働・男女参画課	(0985) 26-7040
2	宮崎県東京学生寮	東京都千代田区	総務課	(0985) 26-7290
3	宮崎県福祉総合センター	宮崎市	福祉保健課	(0985) 26-7074
4	県立母子福祉センター	宮崎市		
5	県立視覚障害者センター	宮崎市	障害福祉課	(0985) 32-4468
6	県立聴覚障害者センター	宮崎市		
7	宮崎県林業技術センター(研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園、親水広場のみ)	美郷町	森林経営課	(0985) 26-7154
8	宮崎県川南遊学の森	川南町	環境森林課 みやざきの森林 づくり推進室	(0985) 26-7153
9	宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森	小林市		(0985) 26-7160
10	宮崎県諸県県有林共に学ぶ森	宮崎市		
11	宮崎県サンビーチーツ葉	宮崎市	港湾課	(0985) 26-7189
12	宮崎港マリーナ施設	宮崎市		
13	県立阿波岐原森林公園	宮崎市	都市計画課	(0985) 26-7191
14	県立青島亜熱帯植物園	宮崎市		
15	宮崎県総合運動公園	宮崎市		
16	県立平和台公園	宮崎市		
17	宮崎県総合文化公園	宮崎市		
18	特別史跡公園西都原古墳群	西都市		
19 ～ 107	県営住宅 (県営小戸団地等89団地)	宮崎・日南・串間・都城・小林・高岡・西都・高鍋 土木事務所管内	建築住宅課	(0985) 26-7196
108	宮崎県体育館	宮崎市	スポーツ振興課	(0985) 26-7247
109	宮崎県ライフル射撃競技場	宮崎市		
	宮崎県総合運動公園(有料公園施設のみ)	宮崎市		

7. 平成23年度建設工事施工統計調査（平成22年度実績）への協力について

貴協会におかれましては、日頃より、国土交通行政に対し格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「建設工事施工統計調査」については、本年度も7月1日を調査日として、国土交通大臣から指定を受けた各建設業者の皆様へ、都道府県を通じ依頼させていただくこととなりました。

これらの統計調査は、我が国における1年間の建設活動の実態等、工事の状況を明らかにすることを目的とした調査であり、統計法に基づく基幹統計調査として実施されます。

また、その調査結果は我が国の経済政策、財政政策、建設行政等の基礎資料として幅広く利用され、政府機関ばかりでなく、民間企業、学会からも大きく注目されています。特に、建設業を取り巻く環境が非常に厳しいものとなっている現在、建設業界の置かれている状況等を客観的なデータとして公表することの意味は、極めて大きいと考えます。

しかしながら、近年、本統計調査の回収率が低下傾向にあり、このまま低下傾向が続けば、調査の精度に影響が及ぶことも危惧される状況にあります。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、本統計調査の趣旨につき改めてご理解を賜り、円滑な調査実施のため、今一度格段のご配慮を賜りますとともに、貴協会会員の方々へご周知いただけますよう、お願い申し上げます。

建設工事施工統計調査の概要

1. 調査の目的

建設工事施工統計調査は、建設業者が1年間に施工した建設工事の完成工事高等を調査し、建設業の実態・建設活動の内容を明らかにすることによって、経済政策、建設行政等に資することを目的とする。

2. 調査の対象

建設業の許可を受けた建設業者（約50万業者）のうち国土交通大臣の指定した建設業者（約11万業者）が施工した建設工事等について調査を行う。

大臣許可（個人・法人）及び直営事業所等

全 数

知事許可

・資本金（出資金） 3,000万円以上の法人

全 数

・「舗装」、「しゅんせつ」、「板金」及び「さく井」の許可を有する者

全 数

・個人及び資本金（出資金）3,000万円未満の法人

1 / 3 ～ 1 / 106

3. 調査事項

①建設業者名及び許可番号 ②主たる営業所の所在地 ③経営組織 ④資本金又は出資金
⑤業態別工事種類 ⑥就業者数 ⑦国内建設工事の年間完成工事高 ⑧国内建設工事の年間受注高
⑨有形固定資産 ⑩兼業売上高 ⑪建設業の付加価値額

4. 調査の時期

①調 査 期 日 毎年7月1日

②調査対象期間

決算期終了の日が3月31日である建設業者にあつては毎年3月31日現在、その他の建設業者にあつては毎年3月31日前の直近の決算期終了の日現在

5. 調査の方法

毎年7月31日までに都道府県知事に申告。都道府県知事は、同年8月31日までに提出された調査票を整理審査し、国土交通大臣に提出。

6. 調査の結果

調査結果の数値は、提出された調査票のデータに、各調査対象業者の抽出率に応じて、その逆数を乗じ、母集団である全建設業者の値に還元した値である。そのため、四捨五入の関係で、計数には不整合が生じる箇所がある。

7. 公表

3月末にホームページ及び印刷物により公表

8. 平成23年度賃金構造基本統計調査に対する協力について

謹 啓

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

厚生労働省が実施しております調査につきましては、かねてから格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、昭和23年以降、毎年、賃金構造基本統計調査を実施しているところです。この調査は、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、性、学歴、年齢、勤続年数、経験年数等別に把握できる唯一の調査です。調査の結果は、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定、最低賃金の決定、労災保険法の年金給付基礎日額の最低及び最高限度額の算定等に必須のものとなっております。

ところでこの調査は、常用労働者5人以上を雇用する事業所のうち、統計理論に基づいて選定された事業所を調査対象としており、このたび貴事業所に調査をお願いすることになりました。

この調査は、最も重要な統計の一つとして、調査対象に選定された事業所の皆様方に法律（統計法）上調査票の提出が義務づけられている「基幹統計」に指定されています。

つきましては、御多用中誠に恐縮でございますが、この調査の趣旨、重要性を御理解いただき、調査に御協力くださいますようお願い申し上げます。

調査票の作成に当たっては、共にお渡ししております「調査票記入要領」を参照の上、御記入ください。

また、御提出いただいた調査票は、統計調査のためにのみ使用され、徴税や労働基準監督など統計以外に使用することは絶対にありませんので、真実をありのまま記入してくださいますようお願い申し上げます。

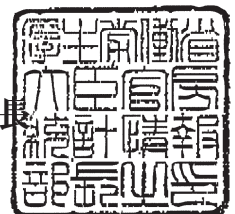
なお、昨年の調査結果の一部を「平成22年賃金構造基本統計調査の結果（抜粋）」としてまとめましたので、貴事業所における賃金管理等の参考として御利用ください。

敬 具

平成23年6月

事業主各位

厚生労働省大臣官房統計情報部長



9. 下請債権保全支援事業の拡充・延長について

下請債権保全支援事業の拡充・延長

平成22年度補正予算



保証の対象となる元請建設企業に係る要件の緩和、下請契約締結時から保証を受けることができる新たな保証方式(保証枠方式)の導入など内容を拡充。事業期間を平成23年度末まで延長。

主な拡充内容

●元請建設企業に係る要件の緩和

(改正前)保証を開始する年度又は前年度に公共工事の受注実績があること。

(改正後)上記公共工事の受注実績があること、又は、
保証を開始する日において有効な経営事項審査(※)を受けていること。

(※)保証開始日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に受審していること。

●保証枠方式の導入

(改正前)下請建設企業等が手形等を受け取ったときから、当該手形等に係る債権について、保証を受けることが可能

(改正後)上記既存の保証方式に加え、下請契約を締結した時から、当該下請契約に

基づく工事請負金額の範囲内の債権について、保証を受けることが可能(※)

(※)既存の保証方式により保証を受けられない場合(債権額を確認できない場合)に保証枠方式の対象となる。

●元請・下請に係る保証限度額の引上げ

保証ファクタリング事業者ごとの元請・下請1社当たりの保証限度額は、

(改正前)元請建設企業 5億円 ・ 下請建設企業等 3億円又は6億円

(改正後)元請建設企業 6億円 ・ 下請建設企業等 6億円

事業期間の延長

●保証を開始する期限は、平成24年3月31日までとする。

10. 地域建設業経営強化融資制度の拡充・延長について

地域建設業経営強化融資制度の拡充・延長

平成22年度補正予算



融資の対象工事に公益的民間工事を追加。事業期間を平成23年度末まで延長。

主な拡充内容

●融資の対象となる工事の追加

(改正前)公共工事(※)

(※)経営事項審査の対象となる工事、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する公共工事 等

(改正後)公共工事に加え、病院、福祉施設、PFI等の社会全体の効用を高める施設に関する民間工事(※1)を対象とする(※2)。

(※1)公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する公共工事 等
(上記の公共工事に該当するものを除く)

(※2)発注者は、工事の出来高が、前払がなされた金額以上に到達したと認められる日以降に債権譲渡の承諾を行うものとする(前払制度を導入している場合)。

●制度の一層円滑な運用を図るため、債権譲渡契約証書様式の一部を改める。

事業期間の延長

●融資を開始する期限は、平成24年3月31日までとする。

技 士 会

1. 平成23年度「通常総会」を開催

平成23年度通常総会が、平成23年6月9日（木）、宮崎県建設会館 5階 会議室において開催されました。理事・代議員の現数51名のうち38名が出席され、建設産業団体連合会の総会に引き続き、14時30分に開会し、盛会裡に終了しました。総会次第は次のとおりです。

1. 挨拶

会長が、昨年の口蹄疫で全国の技士会から義捐金を戴いたので、今回の東日本大震災に対し、九州各県より多めの寄付金を送ったことを報告された。

“この震災を踏まえ、構造物の耐震強度等を検証する必要を感じ、技士会としても技術研鑽の場として勉強する必要性を感じている。また、技士会の当面のテーマとして2つ考えている。「一つは、施工管理図等の工事書類の簡素化」、「もう一つは若手技術者の育成」で、これらは、業界の喫緊の課題と捉えて、取り組んでいきたい”、旨の挨拶がありました。

表彰伝達を挟んで、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長と宮崎県県土整備部長から来賓祝辞をいただきました。

2. 表彰伝達

（社）全国土木施工管理技士会連合会会長の表彰伝達を行いました。

（1）表彰規程第3条関係の2ーロ 【正会員の理事及び監事】

「永年にわたり役員、委員会の委員として尽力し、その功績が顕著な者」

支部名	氏 名	役職名	在任 年・月	年 数
都 城	清水 安次	理 事	平16年6月～22年5月	6 年
日 向	黒木 幸紀	理 事	平16年6月～22年5月	6 年

「表彰基準」 正会員の理及び監事で6年以上の在任者

（2）表彰規程第3条関係の2ーハ 【正職員の職員】

「永年にわたり役員、委員会の委員又は職員として尽力し、その功績が顕著な者」

支部名	氏 名	役職名	在任 年・月	年 数
西 都	阿萬美智子	書 記	平12年5月～22年12月	10年

「表彰基準」 正会員の職員で10年以上の在職者

（3）表彰規程第4条の2項

【優良工事として表彰された工事に従事し、特に優秀な成績を上あげ、他の模範となる者】

支 部 名	氏 名	会 社 名	工 事 名	施工場所	発注機関名
延 岡	佐藤 豊明	日 新 興 業 (株)	宮崎10号須佐地区 坑口部改良工事	延 岡 市	国 土 交 通 省
都 城	山波 文和	(株) 財 部 組	佐渡ノ元治山工事	都 城 市	九 州 森 林 管 理 局
日 南	崎村 昌敏	富 岡 建 設 (株)	油津港東区 港湾工事	日 南 市	油 津 港 湾 事 務 所

「表彰基準」 国、地方公共団体及び公団等の発注した工事について、平成22年1月1日から平成22年12月31日までの間に表彰された者

(4) 表彰規程第4条の3項

【ボランティアに参加する等、地域活動や社会奉仕に参加した者】

支部名	氏名	社会奉仕等の名称	奉仕時期	表彰年月	表彰機関名
延岡	工藤 康純	原野火災の消火活動	平21年11月27日	平22年 3 月	延岡河川国道事務所
延岡	稲垣 浩一	原野火災の消火活動	平21年11月27日	平22年 3 月	延岡河川国道事務所

「表彰基準」 土木施工管理技術を生かしてボランティアに参加したことで、平成22年1月1日から平成22年12月31日までの間に表彰された者

3. 感謝状贈呈

代永哲也 前事務局長に永年の貢献に対し、感謝状を贈呈しました。

4. 来賓紹介

ご臨席いただいた4名の来賓を紹介しました。

国土交通省九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 工事品質管理官	逆瀬川方久 様
国土交通省九州地方整備局 宮崎港湾・空港整備事務所 副所長	福田 豊 様
宮崎県 農政水産部 工事検査監	中尾 正史 様
宮崎県 県土整備部 技術企画課長	満留 康裕 様

5. 議事録署名人の選任

宮崎支部の(株)大塚組 大塚 一太 代議員と東諸支部の藤元建設(株) 藤元 建二 代議員にお願いしました。

6. 議 事

議事は、竹尾会長が議長（会則の第21条により）となって進められました。

(1) 第1号議案 平成22年度事業報告書、決算書について

(2) 第2号議案 平成23年度事業計画（案）、収支予算書（案）について

(3) その他

第1号議案は承認されましたが、第2号議案で、支部の活動資金を助成して欲しい旨の意見があり、平成23年度は、各支部へ助成金を検討することになりました。

以上で総会を閉会しました。



竹尾会長 あいさつ



国土交通省 祝辞



県土整備部 祝辞



受賞者の方々

2. 第15回土木施工管理技術論文・技術報告で優秀賞受賞

平成23年5月13日に開催された第15回土木施工管理技術論文審査委員会において、延岡支部湯川建設株式会社の椎葉伸二・甲斐一弘共著の“EPS設置工における安全確保の工夫”が優秀報告賞を受賞されました。

今回は、技術論文が52編、技術報告が82編寄せられ、その中から技術論文が7編、技術報告が9編表彰されました。その中に選ばれたものです。今回の技士会総会でも受賞報告をしました。椎葉様、甲斐様受賞おめでとうございます。

3. 「監理技術者講習会」の今後の日程についてお知らせ

平成23年度の8月以降の講習会は、下記のとおり、3回計画しております。都合のいい日を選んで受講してください。

日 程	会 場
平成23年8月17日（水）	宮崎県職業能力開発協会（宮大前）
平成23年11月16日（水）	宮崎県職業能力開発協会（宮大前）
平成24年2月8日（水）	宮 崎 県 建 設 会 館

※お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 （TEL. 0985-31-4696）

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請け負い、そのうち、総額3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

国土交通省は、政府の行政刷新会議の事業仕分けで「廃止」判定を受けた監理技術者資格者証に代わり、技術者データベースで資格等をチェックする新たな仕組みの概略案を技術者制度検討会に提示した。その中で、これまでの監理技術者講習に代わって技術力の維持向上を確保する仕組みが必要である、といった指摘もあったようです。

4. 平成23年度土木施工管理技術検定試験 1 級実地試験 受験準備講習会の開催ご案内

7月3日に実施された1級土木施工管理技術検定試験の学科試験の結果はどうだったでしょうか。

実地試験に向けた講習会を次のとおり開催します。学科試験に合格された皆さんは資格取得目指し、頑張ってください。昨年、学科試験に合格されている方も今年の実地試験を受験する資格があります。

1 級 実地講習 （2 日間を 2 回開催）	
日 時	平成23年9月2日（金）～9月3日（土）
	平成23年9月9日（金）～9月10日（土）
場 所	宮崎県建設会館（宮崎市橘通東2丁目9番19号）
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会（0985-31-4696）

建退共

1. 建退共制度のご案内

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方は、現場で働く方々の共済手帳に働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うといういわば業界全体での退職金制度です。

国の制度 **5** つの特長

1

国の制度なので安全確実かつ簡単

退職金は国で定められた基準により計算して確実に支払われます。
手続きはきわめて簡単です。

2

退職金は企業間を通算して計算

退職金は、A企業からB企業にかわっても、それぞれの期間が全部通算して計算されます。

3

国が掛金の一部を補助

新たに加入した労働者（被共済者）については、国が掛金の一部（初回交付の手帳の50日分）を補助します。

4

掛金は損金扱い

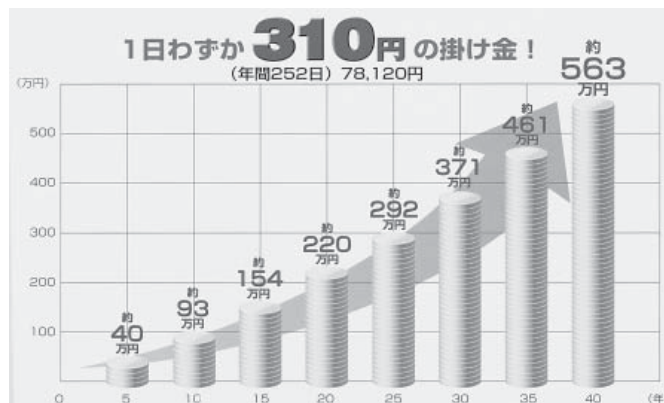
掛金は、税法上全額について、法人では損金、個人企業では必要経費として扱われます。
（法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条1項第1号及び第2項）

5

運営費は国が補助

機構の運営に要する主たる費用は、国の補助でまかなわれますので、納めた掛金は運用利息とともに退職金給付に充当されます。

掛金納付年数（月額）	退職金額（単位:円）
2年（24月）	156,240
5年（60月）	408,177
10年（120月）	936,789
15年（180月）	1,548,078
20年（240月）	2,205,588
25年（300月）	2,927,547
30年（360月）	3,717,861
35年（420月）	4,610,382
37年（444月）	4,999,680
40年（480月）	5,633,754



●お問い合わせは

〒880-0805

宮崎市橋通東2-9-19 宮崎県建設会館3F
県退共宮崎県支部

TEL.0985-20-8867 FAX.0985-20-8889

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（5月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数	区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (4月分)
4月末計	社 3,139	名 47,697	前年度累計	冊 383,187	件 42,893	千円 25,226,016	千円 111,859,531
加 入	5	96	当 月 分	658	173	144,739	37,495
脱 退	1	169	本 年 度 分	1,459	275	233,834	37,495
5月末計	3,143	47,624	累 計	384,646	43,168	25,459,850	111,897,026

注：掛金収納額は23.4月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（5月分）

1. 適 用

（平成23年5月末現在）

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
344 社	3,715	577	4,292

2. 給 付

裁定状況

（平成23年5月末現在）

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	3	1,384,500	16	8,769,800
第2種退職年金	17	4,109,000	33	7,294,500
選択一時金	6	5,019,000	8	6,092,000
脱退一時金	11	2,159,200	18	3,652,500
遺族一時金	1	42,000	1	42,000

3. 年金経理（保有資産・時価）

（平成23年5月末現在）

信 託 資 産	13,710,764,257 円
合 計	13,710,764,257 円

建 災 防

1. 労働安全衛生法違反で書類送検について

日南労働基準監督署（署長 宮川雅行）は、平成23年6月1日、「有限会社〇〇建設」等を労働安全衛生法違反の疑いで、宮崎地方検察庁日南支部に書類送検した。

1 被疑者

- （1）有限会社〇〇建設
日南市北郷町
- （2）有限会社〇〇建設の現場監督 A
男性、56歳

2 事件の概要

平成23年2月19日午後3時55分頃、宮崎県日南市北郷町の管路施設工事現場において、有限会社〇〇建設の労働者2名が掘削した溝の中で作業を行っていたところ、溝の側壁が崩壊し、両名が生き埋めとなり、1名が死亡し、1名が負傷したものである。

現場監督 A は、掘削した溝の中で労働者に作業を行わせるにあたり、土止め支保工を設ける等、危険を防止するための措置を講じなかったものである。

3 罪名罰条

労働安全衛生法違反
同法第21条第1項
同規則第361条（地山の崩壊等による危険の防止）
同法第119条第1号（罰則規定）
同法第122条（両罰規定）

4 工事概要

工 事 名 〇〇汚水枝線管路施設工事（7工区）
工事内容 道路の下に下水管を埋設するなどの工事
発 注 者 日南市
元請業者 有限会社〇〇建設
工 期 平成22年12月3日～平成23年3月14日

2. 重大・死亡災害の情報について

最近、県内の建設業においては、死亡災害が多発しています。

いずれの災害とも、安全管理を徹底させることによって未然に防止できたものと思慮されます。

会員事業場におかれては、今一度、車両系建設機械、各種作業主任者の資格有無及び職務の遂行状況について点検を実施して頂くとともに、現場管理者等による安全管理の徹底をお願いします。

発生日時	発生場所	死傷者	事故の種類	発生状況
①平成23年5月	〇〇市	死亡1名	墜落・転落	地上6階、地下1階のRC造校舎改築工事において、被災者は、地下1階スラブ打設用のデッキスラブを設置し、片づけ作業のためにデッキスラブの開口部からパイプサポートを下に降ろしていたところ、約2.8メートル下のコンクリート床に墜落した。

3. 熱中症の予防について

職場における熱中症を予防するために、次の1～5の熱中症予防対策を講じましょう。

3 熱中症予防対策について

職場における熱中症を予防するために、次の1～5の熱中症予防対策を講じましょう。（なお、詳細については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」をご覧ください。）

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減など

- WBGT値が、WBGT基準値を超える（おそれのある）作業場所（「高温多湿作業場所」といいます。）においては、「熱を運ぶ道具」、「直射日光・照り返しを遮ることができる簡易な屋根」、「通風・冷房の設備」の設置などに努めてください。
- ※ 通風が悪い場所での散水については、散水後の湿度の上昇に注意してください。

(2) 休憩場所の整備など

- 高温多湿作業場所の近隣に、冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けるよう努めてください。
- 高温多湿作業場所やその近隣に、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けるよう努めてください。
- 水分・塩分の補給を、定期的、かつ容易に行えるよう、高温多湿作業場所に、飲料水の備え付けなどを行うよう努めてください。

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮など

- 作業の状況などに応じて、「作業の休止時間・休憩時間の確保と、高温多湿作業場所での連続作業時間の短縮」、「身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避けること」、「作業場所の変更」に努めてください。

(2) 熱への順化

- 計画的に、熱への順化期間を設けるよう努めてください。
- ※ 例：作業者が順化していない状態から、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くします。（ただし、熱へのばく露を中断すると、4日後には順化の喪失が始まり、3～4週間後には完全に失われます。）

(3) 水分・塩分の摂取

- 自覚症状の有無に関わらず、作業の前後、作業中の定期的な水分・塩分の摂取を指導してください。摂取を確認する表の作成、作業中の巡視における確認などにより、その摂取の徹底を図ってください。
- ※ 作業場所のWBGT値がWBGT基準値を超える場合、少なくとも、0.1～0.2%の食塩水、または、ナトリウム40～80mg/100mlのスポーツドリンク・経口補水液などを、20～30分ごとに、カップ1～2杯程度摂取することが望ましいところです。（ただし、身体作業強度などに応じて、必要な摂取量は異なります。）

(4) 服装など

- 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・通気性の良い服装を着用させてください。
- 直射日光下では、通気性の良い帽子（クールヘルメット）などを着用させてください。

(5) 作業中の巡視

- 高温多湿作業場所の作業中は、巡視を頻繁に行い、作業者が定期的な水分・塩分を摂取しているかどうか、作業者の健康状態に異常はないかを確認してください。なお、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合においては、速やかに、作業の中断などの必要な措置を講じてください。

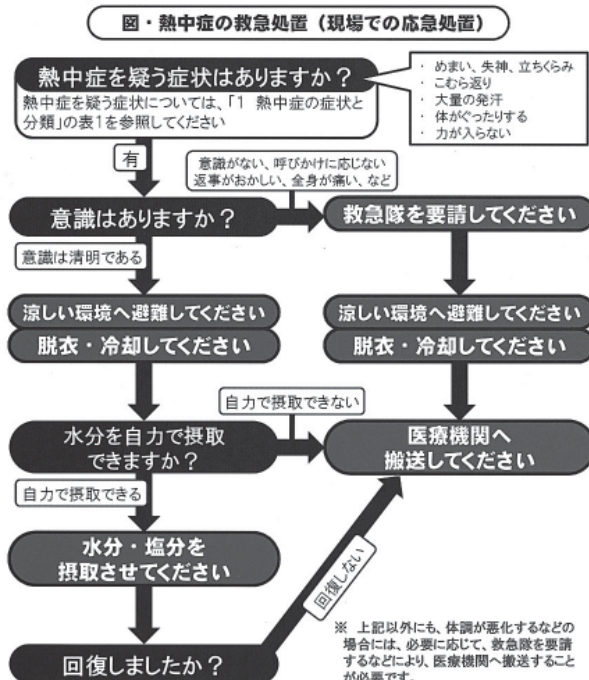
5 救急処置

(1) 緊急連絡網の作成・周知

- あらかじめ、病院・診療所などの所在地や連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知してください。

(2) 救急措置

- 具体的な救急措置については、下図「熱中症の救急処置（現場での応急処置）」を、参考にしてください。



3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応など

- 健康診断および異常所見者への医師などの意見に基づく就業上の措置を徹底してください。
- 労働安全衛生規則第43条～第45条に基づく健康診断の項目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全などの、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患と密接に関連した、血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査などが含まれています。
- 労働安全衛生法第66条の4・第66条の5に基づき、健康診断で異常所見があると診断された場合には、医師などの意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換などの適切な措置を講ずることが義務付けられています。このことに留意の上、これらの徹底を図ってください。
- 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を治療中の労働者について。
- 事業者は、高温多湿作業場所における、作業の可否、当該作業を行う場合の留意事項などについて、産業医・主治医などの意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換などの適切な措置を講じてください。
- ※ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患などがあります。

(2) 日常の健康管理など

- 睡眠不足、体調不良、前日などの飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
- ⇒ 日常の健康管理について、指導を行うとともに、必要に応じて、健康相談を行ってください。
- 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患を治療中の労働者について。
- ⇒ 熱中症を予防するための対応が必要であることを労働者に対して教示するとともに、労働者が主治医などから熱中症を予防するための対応が必要とされた場合、または労働者が熱中症を予防するための対応が必要となる可能性があることと判断した場合は、事業者に申し出るよう指導してください。

(3) 労働者の健康状態の確認

- 作業開始前・作業中の巡視などによって、労働者の健康状態を確認してください。

(4) 身体状況の確認

- 休憩場所などに、体温計や体重計などを備えることで、必要に応じて、体温、体重その他の身体状況を確認できるように努めてください。
- 以下は、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候です。
- 心臓が正常な労働者については、1分間の心拍数が、数分間継続して、180から年齢を引いた値を超える場合
- 作業速度のピークの1分後の心拍数が、120を超える場合
- 休憩中などの体温が、作業開始前の体温に匹敵しない場合
- 作業開始前より、1.5%を超えて体重が減少している場合
- 急激で強い疲労感、悪心、めまい、意識喪失などの症状が発現した場合 など

4 労働衛生教育

- 作業を管理する者や労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行ってください。
- (1) 熱中症の症状 (2) 熱中症の予防方法 (3) 緊急時の救急処置 (4) 熱中症の事例
- なお、(2)の事項には、1～4に示した熱中症予防対策が含まれます。

4 職場の熱中症予防対策は万全ですか？

職場の熱中症予防対策は万全ですか？ 下記のチェックリストで自主点検してみましょう。
〔「いいえ」のときには、該当するページをご確認ください。〕

職場における熱中症予防対策（H21.6.19基発第0619001号）自主点検表		
① WBGT値（暑さ指数）を知っていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 2ページへ
② WBGT値（暑さ指数）の低減を図っていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 5ページへ
③ 休憩場所は整備していますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 5ページへ
④ 高温多湿作業場所などで、連続作業時間の短縮を図っていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 5ページへ
⑤ 高温多湿作業場所に労働者を就かせる際に、順化期間を設けていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 5ページへ
⑥ 自覚症状の有無に関わらず、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 5ページへ
⑦ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 5ページへ
⑧ 作業中の巡視を行っていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 5ページへ
⑨ 健康診断結果に基づき、就業場所の変更・作業転換などの措置を講じていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 6ページへ
⑩ 日常の健康管理について、労働者に指導していますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 6ページへ
⑪ 作業開始前・作業中に、労働者の健康状態を確認していますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 6ページへ
⑫ 体温計などを常備し、必要に応じて身体状況を確認できるようにしていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 6ページへ
⑬ 熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 6ページへ
⑭ 熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成し、関係者に周知していますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 7ページへ
⑮ 熱中症を疑わせる症状が現れた場合の救急処置を知っていますか？	☐ はい ☐ いいえ	⇒ 7ページへ

ご不明な点などがございましたら、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。

火 薬 協 会

1. 平成22年火薬類関係事故について

総括表（取扱・種類別一覧表）

項 目		事故件数		死亡者数		負傷者数	
取 扱	種類別	件 数	計	人 数	計	人数 (重－軽)	計
製 造 中	産 業 火 薬	1	3	0	0	1－0	2－0
	煙 火	2		0		1－0	
	がん具煙火	0		0		0－0	
消 費 中	産 業 火 薬	0	29	0	0	0－0	1－27
	煙 火	24		0		1－25	
	がん具煙火	5		0		0－2	
そ の 他 故	産 業 火 薬	1	4	0	0	0－1	2－2
	煙 火	2		0		2－1	
	がん具煙火	1		0		0－0	
合 計	産 業 火 薬	2	36	0	0	1－1	5－29
	煙 火	28		0		4－26	
	がん具煙火	6		0		0－2	

*運搬中、貯蔵中、がんろう中の事故件数、死亡者数、負傷者数の計は0です。

年別比較表（総括表 最近5年間）

種 類	年	製造中			消費中			運搬中			がんろう中			その他事故			合 計		
		件	死	傷	件	死	傷	件	死	傷	件	死	傷	件	死	傷	件	死	傷
産 業 火 薬	18	1	0	1－0	4	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	5	0	1－0
	19	2	0	0－1	7	0	0－0	1	0	0－0	0	0	0－0	2	0	0－2	12	0	0－3
	20	6	1	1－2	7	0	3－3	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	13	1	4－5
	21	2	1	0－0	1	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	3	0	0－1	6	1	0－1
	22	1	0	1－0	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	1	0	0－1	2	0	1－1
煙 火	18	0	0	0－0	32	1	5－36	0	0	0－0	0	0	0－0	1	0	0－0	33	1	5－36
	19	4	0	2－2	29	0	7－34	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	33	0	9－36
	20	0	0	0－0	30	0	4－48	0	0	0－0	0	0	0－0	1	2	1－4	31	2	5－52
	21	0	0	0－0	17	0	3－28	0	0	0－0	0	0	0－0	1	0	0－1	18	0	3－29
	22	2	0	1－0	24	0	1－25	0	0	0－0	0	0	0－0	2	0	2－1	28	0	4－26
がん具煙火	18	1	1	0－0	1	0	0－1	0	0	0－0	1	0	0－1	0	0	0－0	3	1	0－2
	19	0	0	0－0	2	0	0－5	0	0	0－0	1	0	1－0	1	0	0－0	4	0	1－5
	20	0	0	0－0	3	0	0－1	0	0	0－0	0	0	0－0	1	0	1－2	4	0	1－3
	21	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0	0	0	0－0
	22	0	0	0－0	5	0	0－2	0	0	0－0	0	0	0－0	1	0	0－0	6	0	0－2
合 計	18	2	1	1－0	37	1	5－37	0	0	0－0	1	0	0－1	1	0	0－0	41	2	6－38
	19	6	0	2－3	38	0	7－39	1	0	0－0	1	0	1－0	3	0	0－2	49	0	10－44
	20	6	1	1－2	40	0	7－52	0	0	0－0	0	0	0－0	2	2	2－6	48	3	10－60
	21	2	1	0－0	18	0	3－28	0	0	0－0	0	0	0－0	4	0	0－2	24	1	3－30
	22	3	0	2－0	29	0	1－27	0	0	0－0	0	0	0－0	4	0	2－2	36	0	5－29

*貯蔵中の事故件数、死亡者数、負傷者数の計は0です。

2. 火薬類関連事業者に係る重要施設における保安管理の確認について

上記のことについて、下記のとおり経済産業省原子力安全・保安院長から依頼がありました。つきましては、所要の措置をとられ、引き続き適切な管理等について再確認していただきますようお願いいたします。

記

平成23年5月2日に、ウサマ・ビン・ラーディンの死亡が確認されたことを受け、「これでテロ対策は終わるものではなく、これまでも水際対策、国内における警戒警備、在外邦人の安全確保等の徹底に努めてきたところであるが、今回の事態を受けて、情報収集を含め、一層の対策強化を指示したところである」との旨の内閣総理大臣談話が出されました。

原子力安全・保安院としては、今回の談話を受け、火薬類関連事業者の有する施設・設備の保安管理体制及び保安確保について再確認することが必要と考えます。

つきましては、当院は、火薬関連事業者に対し、下記の対応を依頼します。

記

1 以下に掲げる事項について、最近の知見を踏まえて再確認するとともに現場で有効に機能しているかを確認すること。

(1) 火薬類製造施設、貯蔵施設における自主警備体制の強化

- ① 施設内の不正侵入を防止するための監視装置、防止柵、施錠等の設置状況
- ② 施設及び設備に対する不正行為等を検知するための監視方法
- ③ 無許可者が偽って施設内へ侵入することを防止するための入退管理方法
- ④ 不審者・不審物及び不審事象の兆候を早期発見等するための施設巡視点検
- ⑤ 業務用車両、身分証明書、制服等の盗難防止対策
- ⑥ 保安管理に係る情報漏えい防止対策及びサイバーテロ対策
- ⑦ 火薬及び爆薬等危険物の管理

(2) 連絡体制の確立

- ① 非常時における警察等関係機関への連絡通報（最新の情報に基づく連絡体制の整備、代替連絡先・手段の確立、その方法・手段の従業者への周知徹底、緊急走行時の110番通報への協力等）
- ② 盗難・紛失発生情報、不審者情報等の警察への通報連絡の徹底（従業者への周知徹底等）

2 上記1の再確認の結果、対策が不十分であると認められた場合は、速やかに必要な措置を講じること。

また、必要に応じて、訓練により対策の有効性の確認に努めること。

火薬事故 ヒヤリハットじゃすまないぞ 基本に返り安全作業

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（5月分）

西日本建設業保証㈱
宮崎支店

I. 全般の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成23年度	164	▲2.4%	4,487	▲40.0%	382	▲3.3%	20,043	▲30.5%
平成22年度	168	▲10.6%	7,478	▲37.2%	395	▲4.6%	28,843	37.1%
平成21年度	188	▲10.0%	11,906	25.5%	414	21.4%	21,042	39.3%

II. 発注者別の状況

（単位：件、百万円）

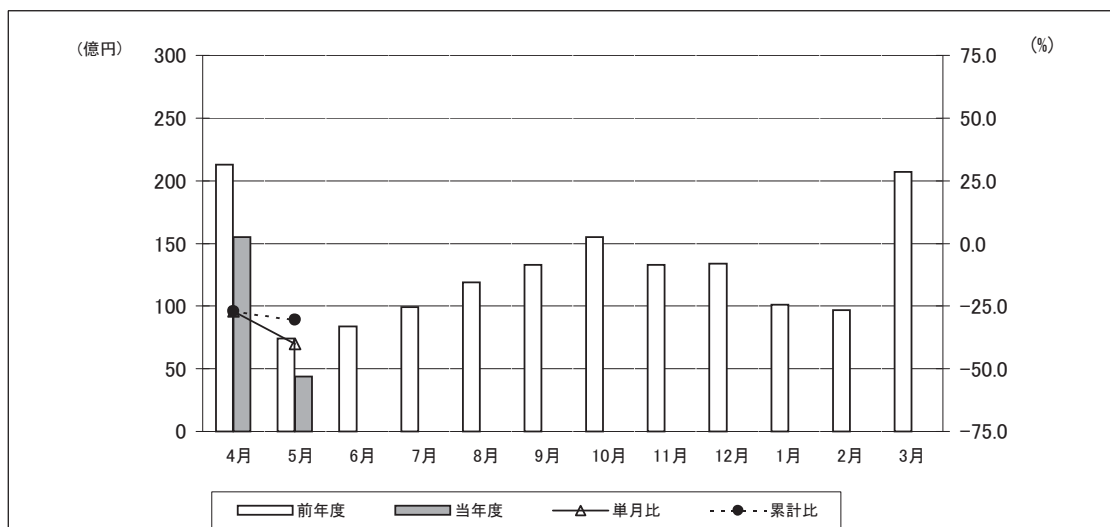
	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増減率	構成比	件 数	請負金額	増減率	構成比
国	13	749	▲26.1%	16.7%	42	5,763	▲24.6%	28.8%
独立行政法人等	1	59	▲84.9%	1.3%	12	3,467	▲43.0%	17.3%
県	41	909	▲56.6%	20.3%	151	5,957	▲14.6%	29.7%
市 町 村	106	1,754	▲38.8%	39.1%	173	3,716	▲41.4%	18.5%
そ の 他	3	1,015	▲8.9%	22.6%	4	1,138	▲36.8%	5.7%
計	164	4,487	▲40.0%	100.0%	382	20,043	▲30.5%	100.0%

III. 地区別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増減率	構成比	件 数	請負金額	増減率	構成比
宮 崎	34	2,201	▲47.0%	49.1%	72	3,756	▲45.9%	18.7%
高 岡	7	274	34.3%	6.1%	16	366	14.7%	1.8%
西 都	6	53	▲40.8%	1.2%	20	806	66.7%	4.0%
高 鍋	5	105	▲49.3%	2.4%	22	1,361	7.0%	6.8%
日 南	13	205	▲38.6%	4.6%	27	808	91.9%	4.0%
串 間	8	100	215.2%	2.2%	14	170	40.6%	0.9%
都 城	25	390	▲32.8%	8.7%	53	1,663	▲23.9%	8.3%
小 林	15	261	▲10.9%	5.8%	31	596	▲89.9%	3.0%
日 向	19	362	▲59.2%	8.1%	62	5,713	10.7%	28.5%
延 岡	19	342	▲44.7%	7.6%	46	4,565	▲5.6%	22.8%
西 臼 杵	13	189	156.4%	4.2%	19	234	▲80.3%	1.2%
計	164	4,487	▲40.0%	100.0%	382	20,043	▲30.5%	100.0%

<月別請負金額（前払保証分）>



2. 西日本建設業保証から中間前金払制度のご案内

平成23年度から高千穂町、日之影町、都農町、椎葉村でも
中間前払金を請求できるようになりました。

中間前払とは、当初の40%の前払金に加え、さらに20%の前払金を請求することができる制度です。

<制度採用発注者>

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、小林市、西都市、美郷町、高鍋町、三股町、高千穂町、
日之影町、都農町、椎葉村、国土交通省、農林水産省など。

<中間前払のメリット>

- 簡単な手続きで工事代金を工事途中に受け取ることができます。
部分払のような出来高検査はなく、現場を止める必要がありません。
出来高検査時のような煩雑な資料作成は不要です。
- 一括現金払出OK、前払金払出依頼書は弊社(西日本建設業保証)が作成します。
原則、証憑書類の提出も必要ありません。

- 保証料が一律0.065%と格安です。
1000万円の前払金を利用した場合・・・6,500円 とってもおトク!!
1000万円を銀行から年利3%で3ヶ月間借りた場合・・・75,000円

<請求可能時期>

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、
工事の出来高が50%以上となったとき。

<保証申込時に必要な書類>

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書
3. 中間前金払認定調書(通知書)の写し

※ 認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。
中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前金払認定請求書(申請書)」に「工事履行報告書」
を添えて発注者に提出して下さい。発注者から「中間前金払認定調書(通知書)」が発行されます。

中間前金払制度の導入状況(宮崎県と県内市町村)

発注者	導入日	前払金適用金額	中間前払金適用金額
宮崎県	H14. 1. 1	請負100万円以上	請負100万円以上
都城市	H20. 10. 1	請負100万円以上	請負100万円以上
延岡市	H20. 7. 1	請負100万円以上	請負100万円以上
小林市	H18. 4. 1	請負100万円以上	請負100万円以上
西都市	H20. 11. 1	請負100万円以上	請負100万円以上
三股町	H22. 5. 1	請負100万円以上	請負2000万円以上
高鍋町	H22. 4. 1	請負100万円以上	請負100万円以上
都農町	H23. 4. 1	請負100万円以上	請負100万円以上
高千穂町	H23. 4. 1	請負100万円以上	請負500万円以上
日之影町	H23. 4. 1	請負100万円以上	請負100万円以上
美郷町	H18. 1. 1	請負100万円以上	請負100万円以上
椎葉村	H23. 4. 25	請負100万円以上	請負100万円以上

詳しくは、西日本建設業保証(株)宮崎支店(電話0985-24-5656)へお問い合わせ下さい。

弊社から標記図書のご案内です。皆様方の日常業務にお役立ていただければ幸いです。下記要領（会員特別価格）にて承りますので、この機会に是非お申込みいただきますよう、よろしくお願いいたします。

書名	定価 (税込)	会員 特別価格 (税込)	申込部数	
			団体・ 会社用	個人 用
日本は森林国家ですー産業界からのアプローチ (5107729)	2,000 円 (送料 290 円)	1,800 円	部	部
日本は森林国家です 米田雅子、(社) 日本プロジェクト産業協会／編著 判型：A5 2011 年 3 月発刊 建設、製紙会社、エネルギー、製材、林業機会、住宅、商社、測量会社、セメント、地方経済連合会及び自治体等の幅広い業界が集結し、森林再生について真剣に考えた一冊です。				
建設・土木工事における 反社会的勢力排除の基礎知識 Q&A (5107752)	1,800 円 (送料 290 円)	1,620 円	部	部
犬塚浩／監修 尾崎毅、石田英治、古田雄久、渡邊雅之、田中晶国、江夏康晴／共著 判型：B6 2011 年 5 月発刊				
建設業者の方々が、反社会的勢力と関係を絶つために必要な基礎知識を 114 問の Q&A で解説しました。日々の業務の中で関わる可能性のある具体事例から解説しています。				
橋があぶないー迫り来る大修繕時代ー (5107542)	1,500 円 (送料 290 円)	1,350 円	部	部
依田照彦、高木千太郎／共著 判型：B6 2010 年 7 月発刊				
戦後から今日まで作った社会資本に老朽化の波が押し寄せています。橋梁の維持・管理の現状を基に、エキスパート 2 人が今後の予測・課題を書き下ろした一冊です。				
公共事業ーこれで納得！必要と無駄の境界線ー (5107461)	1,500 円 (送料 290 円)	1,350 円	部	部
川口和英／著 判型：B6 2009 年 5 月発刊				
「公共事業」とはそもそも何なのか。本来必要であるはずの公共事業に対する風当たりがなぜ強く、そして、今後公共事業はどうあるべきなのか、わかりやく解説しました。				

※本申込書からのお申込みに限り、特別価格の適用、及び 2 部以上お申込みの場合は、弊社にて送料を負担いたします。お申込みから数日でお届けします。

＜宮崎県建設業協会 会員様専用 FAX申込書＞

FAX 番号：0985-61-4392 (株)ぎょうせい 宮崎事務所 立花行

三

所在地

名称

ご担当者名	⑩	TEL	()
E-Mail	@	ぎょうせいからの新刊情報メール（希望する・希望しない）	

記

1. 申込方法 下記お申込書に必要事項をご記入のうえ、**FAXにて上記宛**お申込みください。
2. 支払方法 現品と同送の振込用紙にて**㈱ぎょうせい宛**ご送金願います（指定金融機関からご送金の場合、送金手数料は発行所負担。コンビニでのお支払可）。
3. 発行所・問合せ先 〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11
㈱ぎょうせい 宮崎事務所 担当：立花 TEL：0985-61-4391

※お客様の個人情報は、契約の履行、弊社からの商品・サービスのご案内以外の目的には使用いたしません。

(財) 建設業福祉共済団からのお知らせ

育英奨学金前期分 31,020,000 円、253 名に給付 !!

《前期分 253 名に給付》

共済団は6月24日、平成23年度の育英奨学金の前期分(平成23年4月～平成23年9月まで)として要保育児16名、小学生59名、中学生54名、高校生68名、大学生等56名の計253名に対し31,020,000円を給付しました。

《育英奨学金制度とは》

この制度は、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和60年から実施され、現在までに奨学生の延べ人数は6,573人、累計給付額は11億6,612万円余となっています。

奨学金は、業務災害または通勤災害により、死亡、身体障害1～3級、傷病1～3級に該当し、建設共済制度の共済金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して給付しています。

なお、共済団の奨学金制度は他の奨学金制度との併用も可能で、返済は不要です。

◎給付額は以下のとおりです。

・要保育児……月額	12,000円	年額	144,000円
・小学生……月額	12,000円	年額	144,000円
・中学生……月額	16,000円	年額	192,000円
・高校生……月額	18,000円	年額	216,000円
・大学生等……月額	39,000円	年額	468,000円

◎要保育児および奨学生の対象であるにもかかわらず手続きがお済みでない場合は、随時受付けておりますので共済団までご連絡下さい。

★建設共済制度創設40周年を記念して切手シートのプレゼントキャンペーン実施中！
詳しくはホームページをご覧ください。

資料請求や掛金試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(社) 宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

(財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

建設共済

法定外労災補償制度

おまかせください!

労災上乘せ補償から、
奨学金まで。

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>